**特定給食施設等の定義　（特定給食施設等指導マニュアルより抜粋）**

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する栄養管理が必要な施設のうち、１回100食以上又は１日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」（法第20条及び法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第５条による施設）、１回50食以上又は１日100食以上の食事を供給する施設を「多数給食施設」（「多数給食施設設置等届出要綱」（平成16年４月12日地保第68号。以下「要綱」という。））として区分する。

なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合も特定給食施設等に該当する。

**１　「特定」の捉え方**

施設を利用して給食の提供を受ける者がほぼ同一であるものとする。

**２　「継続的」の捉え方**

給食の提供が概ね週４日以上かつ１か月以上継続するものとする。

※　週の５割以上を占めること、また日本人の食事摂取基準において、習慣的な食事摂取の把握又は管理に要する期間は概ね１か月程度であると示されていることによる。

**３　「施設」の捉え方**

　　厨房その他調理可能な設備等の有無に関わらず、栄養管理が可能な食事内容及び形態により食事を供給する施設とする。

※　みそ汁のみ、ご飯のみの提供は含まない。

**４　「食数」の捉え方**

（１）定員数の定めがある施設の場合

病院、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設、児童福祉施設等の各食の給食数は、原則として許可病床数又は入所定員数とする。

ただし、管理栄養士必置特定給食施設として指定を受けている施設については、食数の増減により指定の有無を判断する必要性があるため、許可病床数又は入所定員数の他、食数についても配慮が必要となる。

（２）（１）以外の施設の場合

１日あたりの食数は、１ヶ月間の延べ給食数を給食日数で割った数とし、各食の給食数も同様の扱いとする。

例）朝食：30食　昼食：120食　夕食50食の給食施設の場合は、１日の食数は200食で多数給食施設となるが、昼食が100食を超えているため、この施設は特定給食施設となる。

（３）厨房を複数の施設で共有又は同一敷地内に複数の施設が設置されている場合

施設の種類や利用者の特性が明らかに異なっていることや職員の配置状況等から判断し、給食事業の管理運営がそれぞれ独立したものとみなされる場合は、施設ごとに届出対象施設とする。

（４）複数の施設に食事を供給している場合

　　　一施設が定員のある複数の施設に食事を供給する以下のような場合は、その食事も食数に含めることとする。

　　　なお、施設毎の給食数が届出の必要な食数を満たさない場合であっても、各施設の食数を合算することで届出が必要な食数に達する場合は届出対象施設とする。

　　　ア　介護老人保健施設が通所リハビリテーション事業を行っている場合。

　　　イ　特別養護老人ホームが老人短期入所事業（ショートスティ事業）や老人デイサービス事業を実施している場合。

　　　ウ　その他、同系列の法人施設や届出施設以外へ給食を提供している場合。

（５）三食以外の食事の取り扱い

間食（おやつ含む）、検食、保存食は含めないこととするが、経管栄養は食数に含めること。

（６）職員食の取り扱い

　　　施設の利用者ではなく、当該給食施設で就労し、給食の提供を受けるものについては、原則的にその対象には含めないこととする。

ただし、職員のみの食数が道で規定する食数の規定を上回る場合には、栄養管理を要する給食施設として取り扱うことする。